

# 麻布学園山岳部OB会 会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本会は麻布学園山岳部 (略称AAC) OB会と称す。

### 第2条 (本部)

本会は本部を東京都港区元麻布2-3 麻布学園内に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条 (目的)

本会は会員相互の親睦をはかり、あわせて麻布学園山岳部の支援及び発展に寄与することを目的とする。

### 第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) サポート委員会を設置し麻布学園山岳部の活動支援
- 2) 会報の発行
- 3) ホームページ委員会を設置しホームページの運営管理
- 4) 本会所有のAAC八ヶ岳山荘の運営管理
- 5) その他、目的を達成するため必要な事業

## 第3章 会員

### 第5条 (会員)

本会の会員は次のとおりとする。

- 1) 通常会員 AACに在籍し総会に於て認められた者
- 2) 特別会員
  - ① 通常会員2名以上の推薦を得て、総会に於て特別会員として認められた者
  - ② AACの顧問を担当した麻布学園の先生 (会費免除)

#### **第6条 (資格の喪失)**

本会員は次の場合その資格を失う。

- 1) 死亡
- 2) 総会の決議による除名

### **第4章 役員**

#### **第7条 (役員)**

本会には次の役員を置く。

- 会長 1名
- 理事長 1名
- 理事 若干名
- 監査役 2名

#### **第8条 (会長及び代表)**

会長は本会を代表する。但し、会長が代表しえない時は、理事長が本会を代表する。

#### **第9条 (理事長)**

理事長は理事会の決議にもとづき本会の運営に従事し総会の決議した事項を処理する。

#### **第10条 (役員を選任)**

- 1) 会長及び理事は総会により選任される。
- 2) 理事長は理事会に於て互選される。
- 3) 監査役は総会の承認により選任される。

### **第11条 (理事)**

理事は理事会を組織し、総会の権限に属する以外の事項を決議し執行する。

### **第12条 (監査役)**

監査役は本会の会計を監査し、これを総会に報告する。

### **第13条 (任期)**

本会役員の任期は次のとおりとし、再任を妨げない。

会長 3年

理事長 3年

理事 2年

監査役 2年

上記役員がその任を遂行しえなくなった場合は、2ヶ月以内に選任しなければならない。

## **第5章 会議**

### **第14条 (理事会)**

- 1) 理事会は会長及び理事によって構成される。
- 2) 理事会は必要に応じ理事長がこれを招集する。

### **第15条 (理事会の定足数)**

理事会は理事の3分の2以上の出席がなければ議事を議決することが出来ない。ただし当該議決について予め意思を表示した者は出席とみなす。

### **第16条 (総会)**

- 1) 通常総会は毎年1回、会計年度終了後2ヶ月以内に理事会がこれを招集する。
- 2) 臨時総会は理事会及び通常会員10名以上の請求があったとき、いつでも理事会がこれを招集することができる。

## 第6章 サポート委員長及びサポート委員会

### 第17条 (サポート委員長)

理事会はサポート委員長1名を選任し麻布学園山岳部顧問先生と協議の上、同部の活動の支援に当たる。

### 第18条 (サポート委員会)

サポート委員長は、その補佐機関として理事会の承認を得て、サポート委員若干名を選任しサポート委員会を組織する。

## 第7章 山荘運営委員会

### 第19条 (山荘運営委員会)

理事会は山荘運営委員若干名を選任し、AAC八ヶ岳山荘の運営管理に当たる。

## 第8章 ホームページ委員会

### 第20条 (ホームページ委員会)

理事会はホームページ委員若干名を選任し、麻布学園山岳部ホームページの管理・運営を委ねる。

## 第9章 会計

### 第21条 (会計)

本会は会員の納入する年会費、その他により運営される。尚本会の会計は、上記の一般会計の他「八ヶ岳山荘運営会計」により運営される。

## **第22条 (会計年度)**

本会の会計年度は毎年4月1日から3月31日とする。

## **第10章 慶弔規程**

### **第23条 (慶弔規程)**

本会の会員及び関係者の慶弔事に関する会としての取り扱いは、細則をもって別に定める。

## **第11章 財産**

### **第24条 (財産)**

- 1) 本会は麻布学園山岳部OB会八ヶ岳山荘、その他の財産を所有する。
- 2) 本会が所有する財産の管理方法等については、細則をもって別に定める。

### **第24条の2 (八ヶ岳山荘)**

次の各場合には予め本会総会の決議を経なければならない。

- 1) AAC 山荘を他に譲渡する時。
- 2) AAC 山荘に抵当権・質権等の担保権を設定し、もしくは、賃借権・地上権等の使用权、用益物件を設定する時。
- 3) AAC 山荘の増改築もしくは大修繕をする時。

## **第12章 会則の改正**

### **第25条 (会則改正)**

本会則の改正には総会に於て出席会員の過半数以上の議決を要する。

## **第13章 補則**

### **第26条 (細則)**

本会則施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

### **第27条 (実施)**

本会則は2004年5月22日より実施される。

(2007年5月改定)